

報告

大学教育の分野別質保証のための
教育課程編成上の参照基準
家政学分野



平成25年(2013年)5月15日

日本学術会議

健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会

この報告は、日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会

委員長	片山 倫子(連携会員)	東京家政大学名誉教授
副委員長	澁川 祥子(連携会員)	横浜国立大学名誉教授
幹事	小川 宣子(第二部会員)	中部大学応用生物学部教授
幹事	工藤由貴子(連携会員)	横浜国立大学教育人間科学部准教授
	沖田富美子(連携会員)	日本女子大学名誉教授
	唐木 英明(連携会員)	倉敷芸術科学大学学長
	多屋 淑子(連携会員)	日本女子大学家政学部教授
	塚原 典子(連携会員)	新潟医療福祉大学健康科学部准教授
	都築 和代(連携会員)	産業技術総合研究所ヒューマンライフテクノロジー研究部門・ 環境適応研究グループ長
	本田 由紀(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	武藤 安子(特任連携会員)	横浜国立大学名誉教授

この報告書の作成に当たり、以下の方々にご協力いただきました。

蟻川 芳子	前日本女子大学学長
川口 康裕	消費者庁審議官
早川 美穂	東京ガス株式会社神奈川支社長、元都市生活研究所所長
藤吉 一隆	(株)レナウンアパレル科学研究所代表取締役社長

この報告書の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	中澤 貴生	参事官(審議第一担当)
	伊澤 誠資	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	大橋 健司	参事官(審議第一担当)付審議専門職 *
	藤本紀代美	参事官(審議第一担当)付審議専門職
	長嶋 東子	参事官(審議第一担当)付審議専門職付

*は平成25年3月時点

調査 崎山 直樹 上席学術調査員

要 旨

1 はじめに

2008年(平成20年)5月、日本学術会議は、文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長宛に、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」[1]と題する依頼を受けた。このため日本学術会議は、同年6月に課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」[2]を設置して審議を重ね、2010年(平成22年)7月に回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に文部科学省に手交した。

同回答においては、分野別質保証のための方法として、分野別の教育課程編成上の参照基準を策定することを提案している。日本学術会議では、回答の手交後、引き続きいくつかの分野に関して参照基準の策定を進めてきたが、今般、家政学分野の参照基準が取りまとめられたことから、同分野に関連する教育課程を開設している大学をはじめとして各方面で利用していただけるよう、ここに公表するものである。

2 家政学の定義

(1) 家政学の定義

家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。

すなわち人の暮らしや生き方は、社会を構成する最も基盤となる部分であることから、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的としている。

(2) 家政学の諸領域

家政学は、①食べることに係る領域、②被服をまとふことに係る領域、③住まうことに係る領域、④子どもを産み育てることに係る領域、⑤家庭生活を営み社会の中で生きることに係る領域などの広範な諸領域から成り立っている。人の暮らしに関わる広範な学科目を有し、隣接するまたは基礎となる多種類の自然科学、社会科学および人文科学の学問領域に立脚している。

人の暮らしは上記の5領域に属する生活行動を組み合わせつつ、1日という限られた時間の中で営まれ、日々繰り返しながら年月を重ねて行く。そのため、各領域に属する広範な諸行為を適正な判断の下に総合して捉えることが重要である。

3 家政学固有の特性

(1) 家政学に固有な視点

家政学は人間生活における人と環境との相互作用を対象としている。本来、人も環境も静止しているものではなく、人と人、人と物、さらに、人とそれらを取り巻く環境とが相互に複雑に関連しながら変動している。

人は、生まれ、育ち、学び、仕事をし、遊び、創り、次世代を育て、命がつきるまで社会の中で生きる。すべての人が社会の最小単位である生活の場を形成し、自然環境や

社会環境と共生しながら人間として自立して生きていくための知識や技術を研究し、提案する学問分野が家政学である。その固有の視点は、次の3つにまとめられる。

第一は、常に変化する人と環境との関係が研究対象であるという視点である。

第二は、変化するものとの関係の中で人間生活の本質的な価値は普遍的であるという視点である。

第三は、人そのものに視点を置き生活の質の向上や持続可能な社会を実現するという視点である。

(2) 方法論における独自性

総合的視点を持つ家政学を特徴づける方法論の独自性として学際的方法と実践的方法とが挙げられる。家政学の体系を為す研究領域は、広範であり、さらにそれらに隣接するまたは基礎となる人文科学・社会科学・自然科学などの多くの諸科学の存在がある。多様な側面を持つ生活を考察・提案し、多種多様な学問分野の発展と連動して最新の研究成果を熟知し深化させるためには学際的方法が必要である。

また、課題を実態調査、疫学調査、介入試験などの実践的な研究方法で実証することにより、家政学の研究は現実に質の高い生活に貢献し得る生きた理論となり、家庭や地域の生活の向上に寄与することができる。

(3) 家政学の役割

生活を総体的に認識し、人と環境に関連する多様な分野での研究成果を生かしながら人と環境との俯瞰的研究をする家政学の総合性は、最適で持続可能な生活を達成するという目的と相まって、社会の多くの側面に影響を与える可能性を持つ。家政学の研究による成果が他の諸科学にも応用され、広く実践されることは、社会全体の生活の質の向上に寄与することになる。このような家政学の役割は、①生活の質の向上を目指す実践と提言、②教育と福祉の向上への貢献、③質が高く持続可能な社会構造の実現の3つにまとめられる。

4 家政学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

(1) 家政学分野の学びを通して獲得すべき基本的な知識と理解

家政学で学ぶ領域は、食物、被服、住居、児童、家庭経営からなる。人間の生活を理解するためには広範囲にわたる知見を総合することが求められる。そのため、学士課程で家政学を学ぶ学生が学修する基本的知識と理解は、まず①5領域の基本的知識を学び、それらを統合しグローバルな視点から人間生活の構造や基本事項を理解することである。さらに、②それぞれの領域の専門的知識を深めて理解することが求められる。このことにより、より深く生活の在り方を理解し、専門的な職業の道へ繋ぐことができるようになる。

また、家政学が実践的総合科学であることから、実践的・体験的な学修をすることで知識を具現化する技術を理解することができる、と同時に、体験を通して生活の場での

実践意欲を持つことができる。

(2) 家政学分野の学びを通して獲得すべき基本的な能力

家政学を学修した学生は、人間の生活を構成している、人と人、人と物、人とそれらを取り巻く環境などを、個人やコミュニティおよびグローバルな視点から理解し、生活の質の向上や人類の福祉について考察し説明できるようになる。したがって獲得すべき基本的な能力は、人の生き方・暮らし方を選択する能力、社会の変化に対応して生活を組み立てる能力、次世代や他者の生活を支援する能力、生活に関する専門職に就く能力などである。

家政学では、生活の諸問題を取り扱い、課題を発見し周辺の条件を勘案して問題を科学的に解決する能力を身に付けていること、生活上の円満な人間関係や他者に対する生活上の助言などについても学修していることから、家政学を学修した者の社会生活におけるジェネリックスキルとしては次のようなものが挙げられる。円満な人間関係を築き、他者と協同し調整能力を発揮できること、また、社会の問題を発見し洞察力を持って解決できること、各種の多様な情報を客観的かつ理論的に理解し判断して行動できることなどである。

5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

家政学は、人間の生活を対象とした学問であることから、教育方法も理論的知識の教育と実践的な教育が同等の位置付けにある。食物、被服、住居、児童、家庭経営など多くの領域において、学修成果を上げるために、①講義形式 ②演習形式 ③実験・実習形式(教育実習や臨地実習を含む) ④卒業研究・卒業論文の作成など様々な教育方法がとられている。

家政学における学修成果の評価方法は、それぞれの領域の教育目標、知識のレベル、教育方法などにより異なっており、多様で柔軟な評価方法をとることが大切である。

6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

家政学を学ぶことによって社会の基盤である個々人の生活の質の向上に貢献できるとともに、社会全体の発展やグローバルな問題についても生活に基盤を置く地道な視点で考察することができる。家政学の基礎として幅広い知識と人間性が必要とされることから、家政学を学ぶものは教養教育において自然科学系、社会科学系、人文科学系など広範な分野の基礎知識を学ぶことが特に重要である。

一方、家政学が専門分野として設置されていない大学においては、これからの生活について考える機会として、大学の教養教育の一つに、質の高い生活の創造、家庭および社会生活でのコミュニケーション能力の育成、人間生活と自然との共存、生活に関わる社会システムの理解、という観点を含む、家政学に関する教養科目を導入することが望ましい。

7 家政学を学修して取得できる主な資格

家政学を学修し、各領域を深めることにより、各種の資格(国家資格、公的資格、任用資格、民間資格)を取得することが可能である。各領域を深めることにより取得できるもしくは受験資格を取得できる主な国家資格は、中・高等学校家庭科教諭免許、小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士、栄養士、管理栄養士、栄養教諭免許、建築士などがある。

目 次

1	はじめに	1
2	家政学の定義	2
(1)	家政学の定義	2
(2)	家政学の諸領域	3
①	食べることに関する領域（食物領域）	3
②	被服をまとうことに関する領域（被服領域）	4
③	住まうことに関する領域（住居領域）	4
④	子どもを産み育てることに関する領域（児童領域）	4
⑤	家庭生活を営み社会の中で生きることに関する領域（家庭経営領域）	5
3	家政学固有の特性	6
(1)	家政学に固有な視点	6
①	常に変化する研究対象への対応	6
②	人間生活の本質的な価値の追求	6
③	生活の質の向上の実現	6
(2)	方法論における独自性	7
①	学際的方法	7
②	実践的方法	7
(3)	家政学の役割	8
①	生活の質の向上を目指す実践と提言	8
②	教育と福祉の向上への貢献	8
③	持続可能な社会の実現	9
4	家政学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養	10
(1)	家政学分野の学びを通して獲得すべき基本的な知識と理解	10
①	生活に関する基本的な知識と理解	10
②	各領域での知識と理解	10
(2)	家政学分野の学びを通して獲得すべき基本的な能力	11
①	家政学に固有の能力	11
②	ジェネリックスキル	12
5	学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方	13
(1)	学修方法について	13
①	講義形式	13
②	演習形式	13
③	実験・実習形式	13
④	卒業研究・卒業論文の作成など	14

(2) 学修成果の評価方法	14
6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり	15
(1) 市民性の涵養と家政学教育	15
(2) 家政学教育と教養教育	15
7 家政学を学修して取得できる主な資格と能力	16
(1) 主な国家資格	16
① 中・高等学校家庭科教諭免許(教員免許法)	16
② 小学校教諭免許(教員免許法)	16
③ 保育士(児童福祉法)および幼稚園教諭(学校教育法)	16
④ 栄養士および管理栄養士(栄養士法)	16
⑤ 栄養教諭(学校教育法)	17
⑥ 建築士(建築士法)	17
(2) 主な公的資格、任用資格、および民間資格	17
<参考文献>	20
<参考資料1>家政学分野の参照基準検討分科会審議経過	21
<参考資料2>公開シンポジウム「大学教育における家政学分野の質保証 ー学士課程教育における家政学分野の参照基準についてー」	23

1 はじめに

わが国の大学教育は、21世紀に入り、構造的な変革の時代に入っている。日本の総人口が減少しはじめる中で、18歳人口も急速に減少しつつある。しかし、18歳人口の大学への進学率は急速に上昇し、大学教育は、エリート教育からマスプロ教育の段階を経て、進学率が半数を超えるユニバーサル化の時代に入り、大半の学生たちは学士として卒業後、社会の現場に立つことになる。したがって大学教育の内容は、社会にとってより一層重要な意味を持つこととなる。

一方、交通通信手段の発達、産業の巨大化によって、一地域における変動がたちまち世界全体に広がるグローバル時代において、大学教育が若者たちに世界の将来を託すべく、教育内容の再検討が必要となっている。

研究並びに教育の動向を見ると、学術の世界においては研究分野の細分化が進む一方で、融合化も進み、従来大学における研究教育の質を支える前提となっていた学問分野の枠組みが崩れ、ユニバーサル化とグローバル化に対応する新たな教育の質保証の在り方が求められてきた。いまや、大学コミュニティや学術コミュニティ自身が、学士の質保証を目指して、教育課程編成上の参照基準を作成すべき段階に至っている。学問分野は多様化したとしても、各学問分野において共有すべき固有の特性があり、それを学士のレベルにおいて実現していくことが大学教育の質を保証する基本となる。

大学教育の分野別質保証の内容は、1 当該学問分野の定義と特性、2 当該学問分野で学生が身に付けるべき基本的な素養、3 学修方法と学修成果の評価に関する基本的な考え方、4 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり方である。

家政学分野の参照基準とは、家政学は何を研究教育の対象とし、他の学問分野と異なるどのような基本的な物の見方をするのか、家政学関連学部を卒業すればどのような能力が身に付くのか、その能力を身に付けるためにどのような学修方法がとられるのか、専門分野としての家政学を学修することにより一般市民としての教養がどのようにして高められるのかなどを、具体的に明らかにすることであろう。

本報告書で明らかにしているのは、あくまで学士課程における家政学の参照基準であり、大学院あるいは初等中等教育課程におけるそれではない。家政学の知識は大学院や卒業後の職業生活をはじめ生涯にわたり深められるべきものである。学士課程における家政学教育はその基礎を構築するものである。

本報告における家政学分野の参照基準は、日本学術会議が学士課程教育における家政学教育のあるべき姿を描いたものである。これを参照しながら、各大学は、家政学の教育においては、当該大学の建学の精神、大学が所有する経営資源、人的資源、さらには学生の資質などを考慮しつつ、最良の教育課程を編成し実行することが期待されている。さらには、大学で家政学の教育に携わる教員、国や認証評価機関や大学団体、関連協会、企業や初等中等教育機関などにおいて、家政学を理解する上で活用されることが期待されている。それらを通じて、21世紀のわが国において、大学教育における教育の質を保証するという時代の要請に応えることができるのである。

2 家政学の定義

(1) 家政学の定義

家政学(英文名 Home Economics [註1])は、人間生活における人と環境[註2]との相互作用について、人的・物的[註3]両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。

すなわち人の暮らしや生き方は、社会を構成する最も基盤となる部分であることから、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的としている。

したがって、家政学は人の生活に関連する人文科学、社会科学、自然科学の研究分野や社会の諸問題を、生活する人の視点から統合的に捉え、他の学術分野と補完し合いながら、人の暮らしや生き方に関連する今日的課題を総合的に検討し、現代の変化に富む社会での生活に対応させる必要がある。

家政学が考察の対象とするのは、人と人との関わり、人と物との関わりによって成立する人間の生活であるが、考察の対象である人・物・社会はいずれも時間とともに変わりゆくもので、不変のものではない。社会全体の不特定多数の人を対象としながら、同時に生活を個人レベルで重視し解決していくことが必要である。

家政学が学部名称、および学術分野の名称としてわが国の新制大学の学部教育に採択されたのは、アメリカの占領下にあった第二次世界大戦終結後の1948年で、当時既に家政学分野の学部名称として Home Economics を定着させていたアメリカの家政学者がアドバイスしたことに起因している[3]。

新たに家政学部を開設した大学の前身校は、全国の国立・公立・私立の高等師範学校・師範学校・専門学校などで、これらの学校は現行の家庭科に当たる教科目担当の教員養成課程を開設し、明治・大正・昭和において人々の暮らしを支えるために不可欠であった裁縫や料理の技術を教育するための家事科や裁縫科を設置していたところであった。

一方、第二次世界大戦後のわが国の産業の発展は著しく、人々の暮らし全般に大きな変革が生じた[4]。裁縫や料理といった技により手作りした衣類や食品を用いた暮らしから、市場に出回ってきた工業的に大量生産された製品(代表例としては既製服や加工食品)を購入し、これらを用いて暮らす方式へと転換していくにつれ、生活者に対しては種々の生活財や暮らし方に対する科学的な知識が要求されるようになった。一方、製品を生産する立場としては生産性や利潤を高める努力が重視され、次々と新しい製品を製造しては販売していったが、これらの製品は必ずしも生活の質の向上や安全性が担保されたものばかりではなかった。

このような状況の中で新設された家政学部(大半の学校が小学校・中学校・高等学校の家庭科教員を養成していた)では、人間の生活の視点を重視した実践的総合科学として新しい学問領域を開拓していくことになった。

新設された家政学部では人間の生活に関わる広範な学科目(本報告においては以下の5領域に大別する。①食べることに関する領域、②被服をまとうことに関する領域、③

住まうことに関する領域、④子どもを産み育てることに関する領域、⑤家庭生活を営み社会の中で生きることに関する領域)が設置され、家政学に隣接するまたは基礎となる多くの学問領域(例えば、工学、農学、医学、理学、美学、文学、経済学、心理学など)を専門分野としていた多くの教員の参画のもと、新しい時代に即した実践的総合科学としての家政学の研究および教育が精力的に進められていった。

1960～1970年には家政学研究科修士課程が認可され、さらに1979年頃には複数大学に博士課程の設置も認可され、人間の生活に関わる事象について科学的な裏付けを行うための研究体制も整えられた。

しかしながら、戦前から博士課程が設置され既に教育・研究体制が整っていた他の多くの学問領域に比べると、後継者育成の体制作りが遅れた。そのため、特に国公立の大学院などの新設に当たっては、論文数優先の採用基準が実施された場合が多く、個別分野では顕著な業績を上げていても家政学的な視点が必ずしも強くない教員を、大学院を併任する家政学部教員として新規採用せざるを得ない事態となった。その結果、採用された多くの教員の間で、総合科学としての家政学において最も重視してきた人間の生活の視点に立つことが後退し、産業の立場や純粋な学問的な興味による基礎科学研究などに進む事例が増加していき、むしろ隣接する既存学問と同じ視点での教育研究を進める傾向が強くなった。

人の生活の視点に立つ場合には、経済性や利便性だけではなく、生きるものの価値観や幸福感を感じて生活できる精神的充足感が重要である。家政学の研究においては、実生活から遊離したモデル実験で得られた結果のみでは不十分で、得られた結果は実際の生活に役立つことが要求される。家政学研究には人間の生活全般を基盤とした総合力が不可欠である。

新制大学発足当時から家政学部を設置してきた国公立大学においては、すべての大学が学部名を家政学部から生活科学部や生活環境学部などに改称する方向に転じた。しかしながら、これらの大学においても、カリキュラムをすべて新しくした大学は少なく、家政学部当時に開設されていた教科内容が継承されているところが多い。それらの大学では、子どもたちの発達段階に応じた、人の生活に関する事項を教育するために認定されている家庭科教員養成や、人間の生活に関わる種々の資格士養成も継続されているという現状を考慮し、本参照基準は、これら生活科学部や生活環境学部などの名称の学部などをも包含した、家政学分野の参照基準として作成するものである。

(2) 家政学の諸領域

家政学は広範な諸領域から成り立っている。これらについて本報告では以下の5つの領域に大別し、それぞれについて解説する。

① 食べることに係る領域(食物領域)

この領域は、人の生命維持に最も重要な役割を果たすとともに精神的な豊かさをもたらす食生活に関する領域を研究教育の対象とし、食品、調理、栄養、食品衛生

(安全)、公衆衛生、食文化などに関する学科目が設定されている。それぞれに隣接するまたは基礎となる学問分野としては農学(農芸化学、食品化学、食品工学、栄養学、微生物学、食品衛生学、醸造学、食品加工保蔵学ほか)、医学(代謝学、生理学、病理学ほか)、理学(化学、物理学ほか)、工学(電気工学、機械工学ほか)、美学、心理学、文化人類学など広範にわたっている。100年近い人生を健康に生き抜くため、自然環境や社会環境に対応しながらどのような食生活を送って行ったら良いか、より質の高い食生活を提案することを目標としている。

② 被服をまとうことに関する領域(被服領域)

この領域は、人の生命維持に必要な体温の保持に加え、人の心に安らぎを与えるとともに社会の中で生活するために必要な、衣生活に関する領域を研究教育の対象とし、被服材料(主として繊維製品)、被服構成(服作り)、被服整理(洗濯)、被服衛生(被服と身体との関わりや着心地)、色彩、デザイン、服飾史などに関する学科目が設定されている。それぞれに隣接するまたは基礎となる学問分野としては工学(繊維工学、紡績紡織学、染色化学、縫製工学、電気工学、機械工学ほか)、理学(人類学、有機化学、物理化学、界面化学ほか)、医学(解剖学、生理学、衛生学ほか)、環境学、心理学、美学(色彩学、デザイン学、美術史ほか)、文化人類学など広範にわたっている。ライフステージごとに、人と環境に対してより質の高い衣生活の在り方を提案することを目標としている。

③ 住まうことに関する領域(住居領域)

この領域は、人の生命維持およびより質の高い住生活の実現を目標として、住生活、住環境に関する領域を研究教育の対象としている。住居および住環境計画、空間デザイン・設計製図、住宅構造・材料、環境衛生・設備、防災、住居管理、住宅経済、住宅問題、住宅史などに関する学科目が設定されている。それぞれの隣接または基礎となる学問分野としては、工学(建築学、土木工学、環境工学、照明学、人間工学ほか)、生理学、心理学、芸術(美術、工芸)、文化人類学、人間関係学など広範にわたっている。ライフステージごとに、ライフスタイルなどに配慮した質の高い住生活および地域コミュニケーションを考慮した新たな生活環境を提案することを目標としている。

④ 子どもを産み育てることに関する領域(児童領域)

この領域は、受胎から出産をはじめとして成人に至るまでの次世代の育成を目標として、児童に関する領域を研究教育の対象としている。保育、教育、児童発達、児童臨床、児童福祉、児童文化、家庭教育などに関する学科目が設定されている。それぞれの隣接または基礎となる学問分野としては、医学(産科学、小児医学、小児保健学ほか)、教育学、心理学、社会学、人間関係学、脳科学、体育、文学、芸術(音楽、美術)など、広範にわたっている。子どもが生まれてから自立するまでの期間のより良

い保育の在り方を提案することを目標としている。

⑤ 家庭生活を営み社会の中で生きることに関する領域(家庭経営領域)

この領域は、人が生命を維持するために必要な睡眠をとり、心身ともに休養し、より良い生活のための再生産の場としての機能を有する最小単位の家庭(複数の人で構成されている家庭または単身者のみの家庭を意味する)の運営、家族または近隣の人の関わりや社会における種々の集団に属する人の関わりなどを通して社会の中で生きることに関する領域を研究教育の対象としている。家庭経済、家庭管理、生活設計、家族・地域社会、消費者問題、ジェンダーなどに関する学科目が設定されている。それぞれの隣接または基礎となる学問分野としては、経済学、法学、社会学、心理学、体育学、経営学、人間関係学など広範にわたっている。個人や家族の生活欲求を充足させ、周りの環境とも調和したより良い生活を提案することを目指している。

以上のように家政学は、多くの領域があり、人間の生活に関わる広範な学科目を有しており、隣接するまたは基礎となる多種類の自然科学、社会科学および人文科学の学問領域に立脚している。

人間の生活は上記の5領域に属する生活行動を組み合わせつつ、1日という限られた時間の中で営まれ、日々繰り返しながら年月を重ねて行く。そのため、各領域に属する広範な諸行為を適正な判断の下に、総合して捉えることが重要である。

なお、家政学が人間の生活を対象とすることから、家政学分野の学部では人間の生活に関わる生活支援のための種々の資格士を養成している(取得できる資格士については7に詳述する)。

3 家政学固有の特性

(1) 家政学に固有な視点

家政学は人間生活における人と環境との相互作用を対象としている。本来、人も環境も静止しているものではなく、人と人、人と物、人とそれを取り巻く環境とが相互に複雑に関連しながら変動している。人は、生まれ、育ち、学び、仕事をし、遊び、創り、次世代を育て、命がつきるまで社会の中で生きる。すべての人が社会の最小単位である生活の場を形成し、自然環境や社会環境と共生しながら人間として自立して生きていくための知識や技術を研究し、提案する学問分野が家政学である。その固有の視点は、次の3つにまとめられる。

① 常に変化する研究対象への対応

家政学が研究の対象とする人間の生活は、刻一刻と変化する生命体としての生活であり、時代の変化や社会状況の変化とも相互に関連しながら、生涯発達における各ライフステージを生き抜く、変化に富んだ生活である。

時代の変化との関連でいえば、戦後で物の乏しかった家政学創成期においては、生活の豊かさの実現のために、いかに新しい技術を取り入れ、使いこなすかということが重要な課題であった。その後、大量消費社会の定着以降は、それまでのように不足する物をどのように補って合理的に生活の質の向上を図るかといった問題ではなく、どのように自己の生活を規定し、選んでいくかが問題となった。そして今日、物質的豊かさが必ずしも生活の豊かさを意味しないこと、経済性優位の社会変動が生活する人間の生活の質を充実させてこなかったことなどが明らかになっている。その中で、家政学においては、新しい科学の進歩によって次々に生み出される技術を、経済性、効率性、利便性といった社会経済的尺度だけではなく、精神的・情緒的な充足感、芸術的・美的満足感などの人間の本質に根ざした生活の尺度にも照らして評価し、その下で適切に選択することが重要視されるようになった。このように次々に新しい課題が生起する中で、諸科学の成果をさらに積極的に取り入れ、新しい知見を開拓していく点に特徴がある。

② 人間生活の本質的な価値の追求

家政学の研究対象である人間の生活には、安心、安全、健康、快適さなどに加えて、平等、公平、創造といった普遍的で本質的な価値が存在する。家政学は、①で述べた変化するものとの対応をとりながら、これらの価値が常に尊重されるような生活や社会のありようを求めていくものである。すなわち、社会変化に追従して受動的になりがちな生活の問題点を指摘し、個人や家族の価値を堅持し、主体的で創造的な生活の実現を支援するという点に特徴がある。

③ 生活の質の向上の実現

生活の質の向上と人類の福祉への貢献は諸科学共通の目的であるが、家政学はそれを生活の視点で発想し、個人、家族、コミュニティのより質の高い生活の実現を通して達成しようとする点に固有の視点を持つ。すなわち、それは、個人、家族、コミュニティを中心に据えて、生活する間に生じる問題を自ら見出し、解決し、より良い生活に向かうための環境を形成する能力の開発を支援し、個人、家族、コミュニティの福祉の視点からより質の高い生活を具現化するような生活環境のありようを提案する営みである。そのことを通じて、人間の生活基盤の安定的・持続的な向上に寄与することを目指すものである。

設立当初、家政学は家族や家庭に関する学問であったが、個人や家族の行う活動、選択、優先事項は家庭内部に留まらず、より広く地域や地球規模のコミュニティを含むすべてのレベルに影響を及ぼすということが理解されるにつれ、次第にその研究対象をより広い生活環境全般へと拡大している。

(2) 方法論における独自性

家政学の体系を為す研究領域は、食物領域、被服領域、住居領域、児童領域、家庭経営領域と広範であり、さらにそれらに隣接するまたは基礎となる人文科学、社会科学、自然科学、情報科学などの多くの諸科学の存在がある。

多様な側面をもつ生活を考察し提案することを目的にしている家政学は、多種多様な学問分野の発展と連動して深化しながら独自性を確立してきている。

様々な学問分野からの知見を取り入れ、生活を構成する各要素間の関係性を踏まえ、全体の脈絡の中で課題を捉えることは家政学の強みである。そのためには、常に関連する学問領域での最新の研究成果を熟知し、会得した上で取り入れることが必要となる。総合的視点を持つ家政学を特徴づける方法論の独自性として、学際的方法と実践的方法とが挙げられる。

① 学際的方法

家政学は、自然科学、社会科学および人文科学との学際的研究を推進することで、既成の学問を超えた独自の学問を形成している。

家政学が対象とする生活、および、それを取り巻く環境は、人間を含む自然と人間が作る社会との両者から成り立っていることから、家政学の研究方法は必然的に自然科学、社会科学、人文科学の融合となる。食物領域、被服領域、住居領域、児童領域、家庭経営領域のいずれをとっても、複数の科学・学問の協同作業なしには問題自体の解明が不可能である。家政学は、複数にわたる領域の研究を人間の生活の視点によって統一することによって成り立ち組立てられた科学であり、その研究成果は人がより良く生きるという中核的理念に収斂する。

② 実践的方法

実践的研究方法は、より質の高い生活を実現しようとする家政学の研究方法として重要である。課題を実態調査、疫学調査、介入試験などの実践的な研究方法で実証することにより、家政学の研究は現実にも貢献しうる生きた理論となり、その結果をもって現実を改造し変革する機能を発揮することになる。

家政学の諸研究が、教育を含む実践的な活動に生かされ、社会的実践課題の解明へと結びついていくことによって、家庭や地域の生活の向上に寄与することができる。家政学はこれらの方法を活用しながら、人間の生活に関する多くの知見を明らかにし生活の質の向上に資する技術を開発し、具体的な諸課題を解決してきた。

(3) 家政学の役割

生活を総体的に認識し、人と環境に関連する多様な分野での研究成果を生かしながら人と環境との俯瞰的研究を行う家政学の総合性は、質が高く持続可能な生活を達成するという目的と相まって、社会の多くの側面に影響を与える可能性を持つ。家政学の研究による成果が他の諸科学にも応用され、広く実践されることは、社会全体の生活の質の向上に寄与することになる。このような家政学の役割は、次の3つにまとめられる。

① 生活の質の向上を目指す実践と提言

人間はその周辺にある環境、物、人と関わりながら生活を営んでいる。より質の高い生活を求めていくためにどのように生活を選び組み立てるかは、人間が生きる上での最も大切な意志決定の一つである。社会は、人間生活の集合体であり、個々の生活がその社会の基盤であることから、個人や家庭がいかに生活を営んでいくかは社会の質を左右する大きな要因である。現代社会の急速な変化によって、生活は多様化し、多くの人が共有できる生活の価値も曖昧であるが、こういう時代だからこそ人間生活の向上、福祉に寄与する総合科学としての家政学の重要性は大きくなっていく。

家政学を学修することにより、生活に関する新しい知見と提言を発信する力を身に付けることが可能となる。生活の質に関する家政学の研究成果は、日常生活はもとより、企業、行政などの活動に生かすことができる。このような家政学の研究と活動を積み重ねることによって人の生活が向上するとともに、健康、安全、快適、平等、創造といった生活の価値観を社会に広めることができる。

② 教育と福祉の向上への貢献

家政学を学修することは、福祉の向上、より質の高い生活の実現、および持続可能な将来を創り出すことを促進する教育や社会的活動の展開を支援することに繋がる。家政学の諸研究は、次世代が将来の生活の選択や知識と技術を総合した生活能力を習得するための教育として、学校教育における家庭科教育や生涯学習を含む多様な教育の場で活用される。それは、現在の生活を良くすることだけでなく、将来を見通して目指すべき生活像を明らかにし、それを実現させるための能力を獲得する科学と文化に裏打ちされた教育の実践である。このように、家政学は次世代の育成に大いなる貢

献をするとともに、他者の生活支援のための専門家(職)を養成することにも貢献している。また、福祉の向上や、より質の高い生活の実現、および持続可能な将来を創り出すための政策策定に、家政学の研究成果を反映させることなどは、家政学の社会的使命として重要である。

③ 持続可能な社会の実現

家政学の研究は、何をもって生活の質の向上というのか、より良い生活の実現のために何が必要かなどを常に検討し、吟味することによって、人々の生活する力を強化し、主体的な生き方の実現を目指している。近年においては、ライフスタイルの多様化、社会構造の複雑化にともなって、生活に関わる様々な問題が顕在化しており、家政学専門家による生活困難者への支援、消費者問題や高齢化および少子化問題への対応、自然環境に配慮した生活様式の検討、震災後の生活再建などへの対応が進められている。

また、グローバルな視点から、先進国における社会の高度化による生活上の進歩や課題、開発途上国での生活改善の問題等も視野に入れて、社会環境と人間生活および自然環境と人間生活の問題を取り上げ、社会の持続可能性についても検討することが家政学の役割である。

4 家政学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

(1) 家政学分野の学びを通して獲得すべき基本的な知識と理解

家政学で学ぶ領域は、食物、被服、住居、児童、家庭経営からなり、人間の生活は、広い領域の知見を総合して成り立つものである。したがって、学士課程で家政学を学ぶ学生が学修する基本的知識と理解は、まず①生活に関する5領域の基本的な知識を学んで、それらを総合しグローバルな視点で人間の生活について理解する。さらに、②それぞれの領域の専門的知識を深めて理解することが求められる。このことにより、より深く生活の在り方を理解し、専門的な職業への道へ繋ぐことができるようになる。

また、家政学が実践的総合科学であることから、実践的・体験的な学修をすることで知識を具現化する技術を理解することができると同時に、体験を通して生活の場での実践意欲を持つことができる。

① 生活に関する基本的な知識と理解

人が質の高い生活をするための人と人、人と物、人とそれを取り巻く環境との関係の観点から、生活のための基本的な知識を理解して、個人やコミュニティおよびグローバルな視点で生活することの意味を説明できる。なお、生きるための基本的な知識には、先に挙げた5領域すべての基本的な知識(②で述べる各領域の知識と理解の部分)が包含される。

家政学は、生活の質の向上と人類の福祉に貢献するための実践科学であることから、生活の質や福祉の在り方について考察し説明することができる。

さらに、人間の生活に関わる隣接学問分野の進歩が理解できるように、人文科学、社会科学、自然科学、情報処理、技術などの基礎的な知識を持ち、それら分野の最新の知識と情報を生活に関する問題解決のための知識として正確に理解し分析できる能力を身に付け、それを実生活の上で利用することについて、その意味や方法の説明ができる。

② 各領域での知識と理解

生活に関する基本的知識と理解の上に立って、さらに専門領域を学ぶ場合には、それぞれの分野で以下のような知識や理解が求められる。

ア 食物領域での知識と理解

人間が食べることには、栄養機能が重要であるが、その他に精神的充足機能、生活や心身のリズムを作る機能、コミュニケーション機能、および食文化の創造・伝承の機能があることを理解する。そのため、栄養と健康の関係、栄養素と食品の関係、食の安全、食料資源の確保、食料を食べ物に変える加工(調理を含む)および貯蔵の原理・技術、食生活の歴史などに関する知識と理解によって、望ましい食生活を実践に繋がる視点で説明することができる。

イ 被服領域での知識と理解

被服の基本的機能は、生命維持に不可欠な体温維持、身体の保護があること、さらに着用者の所属(国、社会、職業など)を表象すると同時に自己表現するものであることを理解する。また、着用者にとって目的に合った快適な被服を得るためには、被服の材料に対する基本的知識(素材の性質、加工の種類と性質、洗濯に関する情報)、商品の製造に関する基本的知識(服装の歴史および伝統、商品企画、デザイン、縫製)、商品の販売に関する基本的知識(流通、消費)などが必要である。これらの知識と理解によって、望ましい衣生活を総合的な視点から説明することができる。

ウ 住居領域での知識と理解

住居は人の生活する場であると同時に社会生活への活力の再生産の場である。また、人の生命の安全を確保し、自然環境や災害から人々の身を守る場としての機能を有する。それら機能を充足するに当たり、住生活の現状、家族と生活、住宅内、外空間の安全性、快適性、生活環境に関わる問題、住宅・建築物のデザインなどに対する基本的知識が必要である。これらの知識を持ち、広い視野(グローバルな視点)に立って生活環境、人間と住居や地域との関係を理解することによって、人にとっての住みよさ、生活のしやすさに関わる視点で住居について説明することができる。

エ 児童領域での知識と理解

子どもを産み育てることに関して、人の生涯発達における児童期の特質と課題を知り、児童を取り巻く人(親、養育者、保育者など)や物(遊具、生活用具など)との関係の発展が重要であることを理解する。そのためには、児童の心身の発達、保育と教育、人間関係、児童臨床と福祉、児童文化などに関する知識を持つことが必要である。これらの知識と理解によって、児童の健全な育成および発達課題の解決について実践に繋がる視点で説明することができる。

オ 家庭経営領域での知識と理解

家庭経営は、人間生活の基盤である家庭生活の維持と、それを営む主体である個人や家族の生活欲求の充足を目的として行われることを理解する。個人や家族の生活欲求が充足され、安定した生活を得るためには、生活資源の管理、家庭経済、家族関係、家庭生活と地域、コミュニティ、社会との関わりなどに関する基本的知識が必要である。これらの理解と知識によって、生涯を通じたより質の高い生活の実現および生活課題の解決のための生活のマネジメントを総合的な視点から説明することができる。

(2) 家政学分野の学びを通して獲得すべき基本的な能力

① 家政学に固有の能力

家政学を学修した学生は、人間の生活を構成している、人と人、人と物、人と環境の関係を、個人やコミュニティおよびグローバルな視点から理解し、生活の質の向

上や人類の福祉について考察し説明できるようになることから、次のような能力を持つことができる。

ア 人の生き方・暮らし方を選択する能力

多様化した価値観の中で多様化する生き方について、生活の質を考察し、自身の暮らし方を個人やコミュニティの視点にグローバルな視点も加えて選び決定することができる。

イ 社会の変化に対応して生活を組み立てる能力

生活を客観的かつ体系的に捉え、時代とともに社会が変わること、および、人が成長し加齢して変化していくことを理解し、それに対応して変化する生活の実態を把握する能力を修得する。すなわち、先端技術や経済の発展によってもたらされる生活の変化を理解し、生活で大切にされるべきものを生活全体、さらには大きく社会環境や自然環境の視点で考えることができ、さらにそれを生活上で実践することができる。

ウ 次世代や他者の生活を支援する能力

家政学を学んだ者は、生活の構造や生活の質の評価について理解できていることから、次世代や生活上の問題に直面している人々に対し、生活を理論的に解析し、問題点を指摘し、より質の高い生活のための支援を行うことができる。

さらに、家政学は、実践科学であることから、自らが知識を基にした適確な判断による独自の実践意欲を持つと同時に、他者に対しても実践力を付与するための意識付けができる。

エ 生活に関する専門職業人として社会貢献する能力

家政学は、食物、被服、住居、児童、家庭経営の領域があることから、家政学全般を基盤として学修した上に各領域の知識をより深く学修して、7に述べるような生活関連の専門職に就くことにより、広く人々の生活の質の向上に貢献することができる。

② ジェネリックスキル

家政学を学ぶものは、生活上の広い分野について学修し、生活の諸問題を科学的な根拠の下に解決し、課題を発見し周辺の条件を勘案して問題を解決するための理論的な洞察力や情報処理能力を身に付けている。さらに生活上の円満な人間関係や他者に対する生活上の助言などについても学修している。したがって家政学を学ぶものは社会生活において以下の汎用的な能力を身に付けることができる。

- (ア) 生活者としてコミュニケーション能力を発揮して人々と円満な関係を築くことができる。
- (イ) 社会活動や企業活動において他者と協同し、調整能力を発揮することができ、主導的な役割を担うことができる。

- (ウ) 社会生活上の問題を発見し、理論的な洞察力で解決を図ることができる。
- (エ) 現実社会の各種の多様な情報を客観的に理解し、適切に判断することができるとともに、情報ツールを使いこなして有効に活用することができる。

5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1) 学修方法について

家政学は、人間の生活を対象とした学問であることから、教育方法も理論的知識の教育と実践的な教育が同等の位置づけにある。食物、被服、住居、児童、家庭経営など多くの領域において、学修成果を上げるために、①講義形式 ②演習形式 ③実験・実習形式(教育実習や臨地実習も含む)④卒業研究・卒業論文の作成など様々な教育方法がとられている。

それらの方法は、教育する側のねらいや重点の置き方、学生の状況などに応じて多少の軽重を付け柔軟に組み合わせられるべきである。家政学を学ぶ上で、以下のような多様な教育方法が考えられる。

① 講義形式

学生は、講義を通じて家政学の基礎知識から最先端の研究動向、さらには家政学の各領域における隣接および基礎となる他の学問分野の基礎理論や家政学との関わりを理解する機会が与えられる。家政学の基礎的概念、理論、命題などを正確に理解させるには講義は有効であり、家政学の見方、考え方、特異性をより深く学ぶための基礎となる。それが、他の教育方法による学修の基礎となる。また、学生は講義を一方的に聴講するのみでなく、自分で考え、意見を述べる機会を含んだ双方向の講義などの工夫が必要である。また、視聴覚教材および多様なメディアを活用した授業の導入が効果的である。

② 演習形式

実践と深く結びついた家政学を学ぶためには、食物、被服、住居、児童、家庭経営など多くの領域において生じている人間の生活に関わる事例や研究論文から、明らかにすべき諸課題を自ら発見し、それらの問題を分析し、その解決策を検索していく問題解決型の学修が必須である。実際的問題の理解のために事例の検討やロールプレイングの実施も有用である。

③ 実験・実習形式

家政学の各領域における実験・実習は、家政学を理解するために必要な知識とともに技術や技能を修得することをねらいとするものである。教育効果を高めるためには講義の内容とどう組み合わせるかが重要であり、理論と実践を結びつけて理解できる学修方法として不可欠である。実習形式には、教育実習や臨地実習、現場教育

(インターンシップ制度)なども含まれるが、これらは実地体験から得られた課題発見、解決を通して、必要とされる専門的知識をさらに具現化する機会となりうる。

④ 卒業研究・卒業論文の作成など

初年度より積み上げてきた家政学の対象とする人間の生活に関わる基礎知識や専門的な知識を基に、卒業研究・卒業論文を作成する。この教育方法は家政学の教育研究に長年取り組んできた指導者の研究手法を参考にしながら、学生が自ら問題を発見(課題を設定)し問題を解決して行く過程が重要である。研究の進め方としては学生と指導教員が個別に意見交換し、研究の方向性を相談するなどの指導は受けるものの、最終的には学生自らの力で問題(課題)解決の糸口を見出していく。指導者のアドバイスの下に自ら問題(課題)を解決するという過程を経ることで、自己学習能力が身に付いていく。理科学的実験研究、理学・社会学的調査研究、フィールドワーク調査研究と数学的処理研究などを中心として、基本的手法を修得し、文献調査、研究発表と討論により能力を拡充する。成果の一つとして卒業論文を作成し、対人・社会コミュニケーションスキル、創造性、精神的強化を図ることができる。また、生活者の視点に立って課題を設定し追究していく過程を体得(経験)することで、それを実際の生活に還元する能力を身に付けることができる。

(2) 学修成果の評価方法

家政学における学修成果の評価方法は、それぞれの領域の教育目標、知識のレベル、教育方法などにより異なっており、多様で柔軟な評価方法がとられることが大切である。

また、基本的素養を中心とした家政学的思考能力(家政学固有の視点)の修得、向上がなされたかという観点での評価が重要である。知識修得のレベルが評価される場合もあるし、知識やスキルを身に付けて、ある課題を一定水準にまで達成することが評価される場合もある。

実験・実習などにおいては、実験・実習への取り組み方、そこで生じる事象への対応の仕方や、自らの実践の意図や計画を理論立てて説明できること、さらには、事後的振り返りや気づき、省察、考察などが評価に当たって重要な手がかりとなる。そこでも、一律の評価尺度や達成すべき水準の指標は必ずしも決められていない。したがってどの要素をどう評価していくかは、当該分野や事象に深い知識を持った評価者の高度な評価能力に依存することになる。

また、卒業研究などでは、優れた着想で理論を展開したり、実験に取り組んだり、的確な視点で情報を分析したり、調査を実施したりすることが学生に求められるような場面では、一律の評価尺度や達成すべき水準が必要である。卒業論文の評価基準の例としては、着想の独創性や知見の重要性、先行研究の十分な吟味、実証や論述手続きの厳密さ、学術論文の書き方の適切性、倫理的事項の取り扱いなどが挙げられる。また、取組中に学生が感じ、考えたことなど、その過程についても個別講評などを含め適切な評価

を行うことも必須となる。それらのポイントの評価基準も含め、当該分野や事象に深い知識を持った評価者の高度な評価能力に依存することになる。

家政学を学ぶものの評価は、このような多様な評価を組み合わせで行われることになる。

6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

(1) 市民性の涵養と家政学教育

家政学を学ぶことによって、生活を客観的かつ体系的に捉え、時代や社会の変化に伴い変化する生活実態を総合的に把握しつつ、他者と協働しながら質の高い生活を選択し、実践していくことができる能力を獲得する。また、そのための生活に関する知識と技能を修得する。これを日常生活や社会生活の中で実践することで各自が質の高い生活を営む市民となると同時に、他者に対してもより質の高い生活のための援助ができることから社会の基盤である個々人の生活の質の向上に貢献できる。社会全体の発展やグローバルな問題についても、生活に基盤を置く地道な視点で考察できる。

例えば、経済発展や技術の進歩によってもたらされる種々の生活設備や商品などについても、それらが真に人の暮らしを豊かにするものであるかどうかを判断して市民の消費活動に反映させることができる。また、災害などの困難に遭遇した場合の被災者や社会的弱者に対して、生活の立て直しの援助に有能な人材として活動することができる。

(2) 家政学教育と教養教育

家政学が研究および教育の対象としているのは生活であり、その生活を取り巻く環境は、人間が生活する自然環境と人間が作る社会および文化から成り立っていることから、家政学の研究・教育の視点は、自然科学、社会科学および人文科学の融合となる。そのためには、現在、教養教育で行われている生物学、化学、物理学、社会学、法学、心理学、教育学、体育、歴史学、人類学、民族学、語学、文学、芸術などの多分野から基礎知識を学ぶ必要がある。家政学はこれらの基礎知識の上に、さらに人間の実際的な生活の食べること、被服をまとうこと、住まうこと、子どもを産み育てること、家庭生活を営み社会の中で生きること、の専門分野が積み上げられ、家政学が構築される。このように家政学の基礎として、幅広い知識と人間性が必要とされることから、家政学を学ぶものは、専門教育のみならず学士課程における教養教育が特に重要である。

また、家政学が人間生活の基盤を学ぶ学問であることから、家政学が専門分野として設置されていない大学においては、これからの生活について考える機会として大学の教養教育の一つに、家政学に関する教養科目を導入することが望ましい。その内容としては、質の高い生活の創造、家庭および社会生活でのコミュニケーション能力の育成、人間生活と自然との共存、生活に関わる社会システムの理解などの観点を含むものが考えられる。

7 家政学を学修して取得できる主な資格と能力

家政学を学修し、各領域を深めることにより、各種の資格を取得することが可能である。資格には国家資格、公的資格、任用資格、および民間資格がある。

(1) 主な国家資格

家政学の各領域の関連する、法律によって定められている主な国家資格には次のようなものがある。これらの資格は、管轄官庁の定める規程に従って専門知識を深めることにより取得、または、国家試験受験資格が取得できる。これらの資格では次のような能力が求められる。

① 中・高等学校家庭科教諭免許(教員免許法)

文部科学省が指定する所定の家政学および教育課程の単位を履修することにより取得できる。生徒の発達段階や実生活の実態に応じて家庭科の内容に関する適切な指導を行うことのできる能力が求められる。

② 小学校教諭免許(教員免許法)

文部科学省指定の所定の教育課程の単位を履修することにより取得できる。児童領域を深く学修する必要があるため、幼稚園教諭免許取得科目と共通の科目があることから、幼稚園教諭を取得できる専攻では取得しやすい。小学生に対して、その発達段階に応じた適切な教育を行うことができる能力が求められる。

③ 保育士(児童福祉法)および幼稚園教諭(学校教育法)

児童領域の学修を深めることで取得することができる。

保育士：厚生労働省指定の養成施設(2年制から4年制まで)で所定の課程を修了すれば無試験で資格を取得できる。都道府県知事の登録を受けて、保育に関わる職業に就くことができる。専門的知識および技術をもって、子どもの保育および保護者に対する保育に関する指導を行う能力が求められる。

幼稚園教諭：短期大学、大学、大学院修士課程において、文部科学省が指定する所定の課程を修了すれば、二種、一種、または専修の幼稚園教諭免許が取得できる。幼稚園において子どもの保育・教育に関わる仕事に従事できる。幼稚園において子どもを保育・教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を整えて、その心身の発達を助長する能力が求められる。

④ 栄養士および管理栄養士(栄養士法)

食物領域の学修を深めることにより取得することができる。

栄養士：厚生労働省指定の養成施設(2年制から4年制まで)で食物領域を学修し、所定の課程を修了すれば資格を取得できる。都道府県知事の免許を受けて、栄養の指

導に関わる仕事に従事できる。栄養に関する知識を持ち、食事指導や食事管理に携わることのできる能力およびコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力が求められる。

管理栄養士：厚生労働省指定の大学で開講されている所定の授業科目を学修して管理栄養士国家試験受験資格が取得でき、国家試験に合格して取得できる。管理栄養士は、傷病者に対する栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態などに応じた高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養指導、並びに特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設において利用者の身体状況、栄養状態、利用の状況などに応じた給食管理、および栄養改善上必要な指導などを行う仕事に従事できる。したがって、管理栄養士には、保健・医療・福祉・介護システムの中で、栄養補給、食関連サービスのマネジメントを行うことができる能力や健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力が求められる。

⑤ 栄養教諭(学校教育法)

栄養士または管理栄養士の資格を取得し、短期大学、大学、大学院修士課程において学校教育についての所定の課程を修了して、二種、一種、または専修の栄養教諭免許が取得できる。栄養教諭は、学校における給食と食の指導を集団および個別で行う仕事に従事できる。したがって、教育現場において、他の教諭と協調して指導を行うことができる指導力やマネジメント能力が求められる。

⑥ 建築士(建築士法)

住居領域を深めることにより、取得することができる。

1 級建築士：建築士に必要な知識、実践のために開講されている所定授業科目を履修し、卒業した後、実務経験2年後に受験資格を得ることができる。この資格は、建築物を含むすべての施設の設計および工事監理を行うことができる。

2 級建築士・木造建築士：所定の授業科目を履修すれば、卒業と同時に受験資格を得られる。この資格は、1 級建築士に比べ、建築物の条件が限定されるが(一定規模以下の木造建築物、および鉄筋コンクリート造などの主に日常生活に最低限必要な建築物)、同様に設計、工事監理に従事することができる。

建築士には、建築物を設計し、管理を行うための高度な技術と工学的知識を修得する能力や交渉に関わるコミュニケーション能力、人間の行動・意識、経験などと空間との関わりを把握し分析し企画でき、安全でかつ健康に生活できる方策のデザイン能力が求められる。

(2) 主な公的資格、任用資格、および民間資格

その他、家政学関連学部を卒業し、在学中に家政学を学び、認定機関の行う試験に合格するなどして取得できる公的資格、任用資格、民間資格には、次表に示すようなものなどがある。

領域	資格の種類	資格名	資格取得条件	試験の有無	認定機関
全般 (主として 家庭経営領 域)	公的資格	消費生活専門相談員		○	(独立行政法人) 国民生活センター
	民間資格	消費生活アドバイザー		○	(財団法人) 日本産業協会
	民間資格	消費生活コンサルタント		○	(財団法人) 日本消費者協会
食物領域	公的資格	栄養情報担当者	大学の開講指定科目の履修	○	(独立行政法人) 国立健康・栄養研究所
	任用資格	食品衛生管理者	大学の開講指定科目の履修		
	任用資格	食品衛生監視員	大学の開講指定科目の履修		
	民間資格	フードスペシャリスト	大学の開講指定科目の履修	○	(社団法人) 日本フードスペシャリスト協会
被服領域	民間資格	繊維製品品質管理士	大学の開講指定科目の履修により試験科目の一部免除	○	(一般社団法人) 日本衣料管理協会
	民間資格	衣料管理士	大学の開講指定科目の履修		(一般社団法人) 日本衣料管理協会
児童領域	任用資格	児童指導員	大学の開講指定科目の履修		

以上、(1)(2)に示す資格は、家政学を学修し所定の手続きを経て資格を取得できるものであり、専門家として他者の生活の質の向上の支援に関わる仕事に就くことができる。これらの資格の中には、家政学関連学部以外(例えば専門学校など)でも個別の限定された内容の学修によって取得できるものもあるが、人やその生活を支援するものであることから、家政学を学修して生活全般に視野を広げ、人間の生活の質を考えた活動ができる能力を持つことが求められる。

註1

Home Economics の起源は古く、ギリシア時代にさかのぼる。古代ギリシアの哲学者たちは、人間生活の最も基本的な場として、家をめぐる諸問題を考察した。家政学(オイコノミカ oikonomika)は、ギリシア語で家を指すオイコス(oikos)と法や秩序を意味するノモス(nomos)に由来し、家の秩序をもたらすための家政術を探求する学問として位置づけられた。ソクラテスの弟子クセノフォン(前430~354)が著した『オイコノミコス(家政を司る人)』では、オイコスは農耕を営む家を指すと同時に、生活に有用な財産の総体という意味で使われている。続くアリストテレス(前384~322)『オイコノミカ(家政学)』では、家における財政術、家政の原理や掟、人間相互の倫理的関係などが論じられている。そこでは、オイコスがポリスに先立つ最初の共同体として位置づけられている。

註2

「環境」には、自然環境および社会環境を含む。本報告の中で使用する「環境」は、特に断わらない限り、この意味で使用するものとした。

註3

本報告において、「物」とは、生活に係わる総ての物質を表わす。言い換えれば、生活物資を指すものとして使用した。

<参考文献>

[1] 中央教育審議会、答申『学士課程教育の構築に向けて』、平成 20 年 12 月 24 日

[2] 日本学術会議、回答『大学教育の分野別質保証の在り方について』、平成 22 年 7 月 22 日

[3] 大橋広、「日本家政学会設立当時の思い出」、『家政学雑誌』 20 巻 5 号 4~8 頁(1969 年)

[4] (社)日本家政学会編『「日本人の生活」-50 年の軌跡と 21 世紀への展望-』 建帛社刊(1998 年)

＜参考資料 1＞家政学分野の参照基準検討分科会審議経過

平成 24 年(2012 年)

- 2 月 20 日 日本学術会議幹事会(第 146 回)
大学教育の分野別質保証推進委員会家政学分野の参照
基準検討分科会設置、委員の決定
- 3 月 21 日 大学教育の分野別質保証推進委員会家政学分野の参照
基準検討分科会(第 1 回)
委員長、副委員長および幹事の選出について
今後の進め方について
- 5 月 15 日 分科会(第 2 回)
参照基準案の検討
- 6 月 12 日 分科会(第 3 回)
参照基準案の検討
- 7 月 31 日 分科会(第 4 回)
参照基準案の検討
- 8 月 28 日 分科会(第 5 回)
参照基準案の検討
- 9 月 25 日 分科会(第 6 回)
参照基準案の検討
- 10 月 30 日 分科会(第 7 回)
参照基準案の検討
- 11 月 27 日 分科会(第 8 回)
参照基準案の検討
- 11 月 30 日 日本学術会議幹事会(第 166 回)
健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会設置、
委員の決定(12 月 21 日施行)
- 12 月 11 日 分科会(第 9 回)
参照基準案の検討
- 12 月 22 日 健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会(第 1 回)
委員長、副委員長、幹事の選出について
議事要旨の確認について
「報告」の最終確認
今後の進行状況
- 12 月 22 日 公開シンポジウム「大学教育における家政学分野の質保証ー学士
課程教育における家政学分野の参照基準についてー」を開催

平成 25 年(2013 年)

- 1 月 22 日 分科会(第 2 回)
家政学分野の参照基準(最終案)について
今後の予定について
- 2 月 22 日 日本学術会議幹事会(第 169 回)
設置期限延長の決定
- 5 月 13 日 大学教育の分野別質保証委員会(第 3 回)
健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会 報告
「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準
家政学分野」について承認

＜参考資料2＞公開シンポジウム「大学教育における家政学分野の質保証—学士課程教育における家政学分野の参照基準について—」

日本学術会議公開シンポジウム
**「大学教育における家政学分野の質保証—学士課程教育における家政学
分野の参照基準について—」**

日時 平成24年12月22日(土)13:00～17:00

会場 日本学術会議講堂

プログラム

総合司会 小川宣子(日本学術会議第二部会員, 中部大学応用生物学部教授
家政学分野の参照基準検討分科会幹事)

13:00～13:10 開会挨拶

片山倫子(日本学術会議連携会員, 東京家政大学名誉教授
家政学分野の参照基準検討分科会委員長)

13:10～13:50 基調講演「大学教育の分野別質保証と参照基準」

北原和夫(日本学術会議特任連携会員, 東京理科大学大学院科学教育研究科教授,
大学教育の分野別質保証委員会委員)

13:50～14:30 分科会報告「家政学分野の参照基準案について」

片山倫子(前掲)

14:30～14:40 休 憩

14:40～16:50 パネル・ディスカッション

司会 本田由紀(日本学術会議連携会員, 東京大学大学院教育学研究科教授家政学分野の
参照基準検討分科会委員)

パネリスト

蟻川芳子(日本女子大学学長)

唐木英明(日本学術会議連携会員, 倉敷芸術科学大学学長

家政学分野の参照基準検討分科会委員)

川口康裕(消費者庁審議官)

早川美穂(東京ガス神奈川支社長, 元都市生活研究所所長)

藤吉一隆(レナウンアパレル科学研究所代表取締役社長)

16:50～17:00 閉会挨拶

渋谷祥子(日本学術会議連携会員, 横浜国立大学名誉教授家政学分野の参照基準
検討分科会副委員長)

主催 日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分野の参照基準検討分科会

後援 日本医歯薬アカデミー